

災害からの復旧・復興に係る支援の拡充を求める意見書

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、260名の貴い命が失われたほか、1,200名以上が負傷し、8万棟を超える住宅被害が生じるなど、未曾有の大災害となった。

国では非常災害現地対策本部の設置、関係省庁からの多くの職員の派遣、被災者の生活と生業支援のためのパッケージの策定などの対応に当たったほか、石川県では石川県創造的復興プラン（仮称）の策定に向け、3月に骨子案を取りまとめ、本格的に動き出したところである。

しかしながら、今回の震災では、広範囲で発生した液状化現象に起因する地面の隆起、山間地や崖地の土砂崩れなどにより、多くの建物や道路、上下水道などの公共インフラをはじめとして、過去に類を見ない甚大な被害が発生しており、その復旧はいまだ途上にある。

また、能登被災地において、応急仮設住宅の建設が進み、被災者が順次入居しているところではあるが、今なお厳しい環境の中で避難生活を続けている避難者や、住み慣れた地元を離れ避難生活を続けている避難者の心のケアや、避難生活への支援は重要な課題である。

よって、国におかれては、被災者の実態を踏まえ、これまでの復旧・復興の枠にとられないさらなる支援の拡充のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生活に欠かせない上下水道などの公共インフラについて、災害後の早期復旧が実現できるよう、被災自治体への支援体制を構築すること。
- 2 生活必需品とも言える洗濯機、冷蔵庫、テレビ等の家電製品についても、被災者が安心して暮らせるよう、災害救助法の給与の対象とすること。
- 3 被災者の孤立を防ぐという観点から、福祉サービスや食事、入浴といった住民の日常生活を支える様々な機能を有し、人が集うことができる地域コミュニティー拠点を応急仮設住宅等に整備し、運営することについて、災害救助法に基づく救助の種類として拡充すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

教育環境の改善及び教職の重要性を踏まえた教員の処遇改善を求める意見書

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手の育成を実現させるためには、令和の日本型学校教育の実現が不可欠である。とりわけ、教員は我が国の未来を切り開く人材を育成するという極めて重要な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職である。

質の高い教員を確保するためにも、教員が専門性を最大限に発揮して子どもたちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められている。

来年度をもって小学校における学級編制標準が全て35人学級に引き下げられる。また先般、小学校高学年の教科担任制の1年前倒しでの実施や全ての小中学校への教員業務支援員の配置等が図られたことは評価するものの、中学校・高等学校における少人数学級化、さらなる指導・運営体制の充実や処遇改善を進めていくことも不可欠である。

よって、国におかれては、これらの教員を取り巻く環境整備について、中央教育審議会の特別部会等での審議を踏まえ、十分な財政措置を講ずるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校における35人への学級編制標準の引下げを図ること。
- 2 教育の質の向上や勤務環境の改善に向け、小学校教科担任制の拡充や中学校における不登校生徒支援のための生徒指導担当教員の配置拡充をはじめ、教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実等を図ること。
- 3 優れた人材を確保するため、人材確保法に基づく給与改善当時の教員の優遇分を超える処遇の確保に向けて、本年度中に現行の給特法を見直し、教員の処遇の抜本的な改善を図ること。
- 4 不登校やいじめ対策、特別支援教育などの学校全体の取組や、きめ細かな学校経営などを推進するため、必要な財政措置を図ること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

福祉事業に従事する人材の確保・育成に係る緊急対策を求める意見書

日本の社会保障制度の根幹を成す高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉の3分野の事業においては、昨今慢性的な人材不足に陥り、全国の事業所で人材の確保や育成が共通の課題となっている。

具体的には、医療や福祉分野で確保競争の対象となる看護師、高齢者施設で働く介護士、保育施設で働く保育士・幼稚園教諭、放課後児童クラブで働く放課後児童支援員など、現場で働く有資格者が不足している。

人口減少・少子高齢化の進展等により、福祉サービスに対する需要が増大・多様化しているほか、介護保険制度や障害者自立支援法の施行により、福祉事業に従事する人材の確保と育成は急務となっている。

よって、国におかれては、福祉事業の慢性的な人材不足に対する緊急対策として、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 福祉サービスの向上や勤務環境の改善に向け、配置基準の見直しや財政的な支援の拡充を図ること。
- 2 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針に基づく取組について、より一層の強化と加速化を図ること。
- 3 人材の確保・育成に係る支援のための調査、研究、対策等に係る必要な予算措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

生活保護世帯に対するエアコン設置の拡充を求める意見書

異常気象と言われる状況の中、命の危険を伴う記録的猛暑が毎年のように続き、多くの人が熱中症により救急搬送されている。

熱中症の予防のためにエアコンの適切な使用が呼びかけられている一方で、特に低所得者をはじめとした人たちが経済的理由で自宅にエアコンを設置することができない状況に置かれている。

また、2018年からは、生活保護世帯に対してエアコンの購入費用が支給されることとなったが、支給される条件が保護の開始時にエアコン未設置の場合や転居の場合で新旧住居の設備の相違により、新たにエアコン等を補填しなければならないもの等とされており、既に生活保護を受給している世帯が新たにエアコンを購入・設置したい場合には対象外とされている。

さらに、昨今の物価高騰により、電気料金を気にしてエアコンの使用をちゅうちょする世帯も少なくない。

よって、国におかれては、命を脅かす猛暑から身を守るための手だてとして、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生活保護世帯に対するエアコンの購入費用の支給条件を緩和すること。
- 2 生活保護制度において既に冬季加算制度が認められていることも踏まえ、夏季加算についても制度化を実施すること。
- 3 自治体を実施するエアコン未設置世帯に対する購入・設置費用助成に対し、必要な財政措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも情報の入手や発信が可能となった。インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものである。令和6年能登半島地震においても、多くの偽情報や誤情報が発信され、現場は大変混乱した。具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースが多々あったほか、被災地の状況を知らせる画像においても、現場の実態とは全く違う、合成と思われる画像も拡散されていた。

災害はいつどこで発生するか分からず、特に発災直後は情報が錯綜する中で、被災者の命を救うためには一分一秒も無駄にはできず、救援活動を大きく阻害する偽情報や誤情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 次期総合防災情報システムの運用に当たり、迅速かつ正確な情報の収集と活用のため、国、地方自治体、指定公共機関及び民間企業が連携できる環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用し、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーションについて、国民への普及を強力に推進すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一

不登校児童・生徒等の健康を保障するための制度充実を求める意見書

文部科学省の調査結果によると、令和4年度の義務教育段階における不登校児童・生徒数は、全国で過去最多の29万9,048人となり、近年増加の一途をたどっている。

国においては、令和5年11月17日付通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」の中で、不登校児童・生徒等の早期発見・早期支援や学びの継続のための取組の方向性が示されるなど、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策——COCOLOプランの実践に取り組んでいるが、現状、不登校児童・生徒等が抱える健康リスクへの対応が不十分であると言わざるを得ない。

学校保健安全法第13条では、学校においては毎学年定期的に児童・生徒等の健康診断を行わなければならないこととされており、また、学校保健安全法施行規則第5条では、健康診断は毎学年6月30日までに行うこととされているが、不登校児童・生徒等の多くは、期日までに学校や学校医の病院で健康診断を受診できていないのが現状である。

また、学校医以外の病院での受診や6月30日以降に受診した場合には、自費での受診となることから、経済的な理由により受診できない場合が少なくない。

定期健康診断は、学校での生活のためだけではなく、子どもの心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりの礎として大変重要であり、受診できないことで疾病及び異常を早期に発見できなかつたり、虐待、自傷行為などのサインが見過ごされてしまつたりすることがあつてはならない。

よつて、国におかれては、不登校児童・生徒等の健康を保障するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 不登校児童・生徒等の定期健康診断の受診状況の把握に努めること。
- 2 期日を過ぎた場合や学校医以外の病院においても、学校等での受診が困難な不登校児童・生徒等が健康診断を受診できるよう環境整備に努めること。
- 3 前項の環境整備に当たつては、学校現場や地方自治体の意見を踏まえるとともに、確実な予算確保に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一